

県内市町村における障害者(児)を対象とした福祉タクシー利用助成の状況一覧

令和5年4月1日時点

No.	市町村名	対象者				広域(他の市区町村)での利用 ○：制限なし △：利用区域に制限あり ×：実施なし	広域実施 利用可能な他の市区町村名 ※本列は削除、左列に変更します。	協力機関(タクシー事業者)等の有無 ※ 協力機関等のタクシーを利用しないと、助成を受けられません。	担当部署	電話番号	ホームページアドレス ※ 助成内容、利用方法など詳細は各市町村のホームページにて確認してください。	備考
		身体障害	知的障害	精神障害	その他							
1	千葉市	身障手帳1～2級	市療育手帳(A)～Aの2、重度と判定された者	精神福祉手帳1級	特別児童扶養手当(1級)、特別障害者手当、障害児福祉手当、国福祉手当(経過)の受給者、小児慢性特定疾患重症患者	○	制限なし	○	身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方、各種手当の受給者の方は各区高齢障害支援課 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、小児慢性特定疾患重症患者は各区健康課	各区の電話番号については、右記のホームページをご参照ください。 <a href="https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/hukushitakusi.html">https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/hukushitakusi.html</a>		
2	銚子市	身障手帳1～2級、3級(視覚・下肢・体幹機能障害)	療育手帳(A)、(A)の1、(A)の2、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1級		△	指定タクシー業者の営業範囲内で利用可能	○	社会福祉課障害支援室	0479-24-8968	<a href="https://city.choshi.chiba.jp/">https://city.choshi.chiba.jp/</a>	
3	市川市	身障手帳1～2級、3級(視覚障害)	療育手帳(A)、(A)の1、(A)の2、Aの1	精神福祉手帳1級		○	協力会社として当市と協定を結んだタクシー会社の営業範囲内で利用可能	有	障がい者支援課	047-712-8512	<a href="http://www.city.ichikawa.lg.jp/wel05/1111000014.html">http://www.city.ichikawa.lg.jp/wel05/1111000014.html</a>	
4	船橋市	身障手帳1～2級、3級(視覚・下肢・体幹機能障害) 3・4級(人工透析のために通院を要する腎臓機能障害)	療育手帳(A)、(A)の1、(A)の2、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1級		○	本市福祉タクシー事業の協定事業者の営業範囲内で利用可能	有	障害福祉課	047-436-2345	<a href="https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/shougaisha/005/02/p009707.html">https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/shougaisha/005/02/p009707.html</a>	
5	館山市	身障手帳1級及び2級の一部(視覚・下肢・体幹機能障害)	療育手帳で最重度又は重度	対象外	左記の者のうち、18歳以上の者にあつては、本人及び同一世帯に属する配偶者の住民税所得割合算額が一定の基準以内である者、18歳未満の者にあつては、同一世帯に属する者の住民税所得割合算額が一定の基準以内である者	△	本市福祉タクシー事業の協定事業者の営業範囲内で利用可能	有	社会福祉課	0470-22-3492	<a href="https://tateyama-tri.com/">https://tateyama-tri.com/</a>	
6	木更津市	身障手帳1～2級	療育手帳A・(A)	対象外		○	福祉タクシー事業協力機関として、当市に登録したタクシー会社の営業範囲内で利用可能	有	障がい福祉課	0438-23-8513	<a href="https://www.city.kisarazu.lg.jp/">https://www.city.kisarazu.lg.jp/</a>	
7	松戸市	視覚・下肢体幹(1～3級)、上肢・内部障害(1～2級)、聴覚障害2級	療育手帳A2以上	精神福祉手帳1級		○	市川、流山、柏、印西、千葉、船橋、我孫子、鎌ヶ谷、酒々井、浦安、藤沢、野田、佐倉、白井、荒川区、台東区、江戸川区	有	障害福祉課	047-366-7348	<a href="https://www.city.matsudo.chiba.jp/kenko_fukushi/shougai/fukushi/kakushuteate/genmen/hukusi-taxi.html">https://www.city.matsudo.chiba.jp/kenko_fukushi/shougai/fukushi/kakushuteate/genmen/hukusi-taxi.html</a>	自動車燃料費助成事業の受給者は対象外(選択制)
8	野田市	身障手帳1～3級	療育手帳所持者	精神福祉手帳1級		○	本市と福祉タクシー事業に関する覚書を結んだタクシー会社等の営業範囲内で利用可能	有	福祉部障がい者支援課	04-7199-3732	<a href="https://www.city.noda.chiba.jp">https://www.city.noda.chiba.jp</a>	
9	茂原市	身障手帳1～2級	療育手帳Aの2以上	対象外		△	千葉市(10社)、成田市(1社)、佐倉市(1社)、市原市(3社)、八街市(1社)、いすみ市(3社)、大網白里市(2社)、一宮町(3社)、睦沢町(1社)、白子町(4社)、長南町(4社)、長生村(3社)	有	福祉部障害福祉課	0475-20-1666	<a href="http://www.city.mobara.chiba.jp/">http://www.city.mobara.chiba.jp/</a>	
10	成田市	身障手帳1～2級、3級(視覚・下肢・体幹機能障害)	療育手帳(A)、(A)の1、(A)の2、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1級～2級		△	本市と福祉タクシー料金助成事業に関する協定書に結んだ事業者の営業範囲	有	障がい福祉課	0476-20-1539	<a href="https://www.city.narita.chiba.jp/kenko_fukushi/page130200.html">https://www.city.narita.chiba.jp/kenko_fukushi/page130200.html</a>	
11	佐倉市	身障手帳1～2級、3級(視覚・下肢・体幹機能障害)	療育手帳(A)、(A)の1、(A)の2、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1級	65歳以上かつねたき高齢者台帳登録者	○	福祉タクシー事業協力機関として、当市に登録したタクシー会社の営業範囲内で利用可能	有	障害福祉課	043-484-4164	<a href="https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/shogaifukushika/121/4717.html">https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/shogaifukushika/121/4717.html</a>	
12	東金市	身障手帳第1種、1～2級、3級(視覚・下肢・体幹機能障害)	療育手帳(A)、(A)の1、(A)の2、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1級	要介護認定4、5	○	タクシー運賃と分かる領収書であれば、全市区町村のものが申請可能。	無	社会福祉課障がいサービス係	0475-50-1232	<a href="https://www.city.togane.chiba.jp/0000000922.html">https://www.city.togane.chiba.jp/0000000922.html</a>	申請1件あたり800円を上限として助成する
13	旭市	身障手帳1～2級、3級(視覚・下肢・体幹機能障害)	療育手帳(A)、(A)の1、(A)の2、A、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1級		○	銚子、匝瑳、八街、香取、横芝光、多古	有	旭市役所社会福祉課障害福祉班	0479-62-5351	<a href="https://www.city.asahi.lg.jp">https://www.city.asahi.lg.jp</a>	福祉タクシー券を乗車1回につき1000円までの助成。一般(精神含む)が年間24枚、じん臓(人工透析療法を受けている方)が年間96枚を交付。
14	習志野市	身障手帳1級、2級、3級(視覚・下肢・体幹機能障害)、3・4級(人工透析のために通院を要する腎臓機能障害)	療育手帳(A)、(A)の1、(A)の2、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1級	65歳以上で、要介護3、4、5	△	福祉タクシー協力機関として、当市に登録したタクシー会社の営業範囲内で利用可能	有	障がい福祉課	047-453-9206	<a href="https://www.city.narashino.lg.jp/smoh/kenkofukushi/shogaishafukushi/kotujidou/taxy.html">https://www.city.narashino.lg.jp/smoh/kenkofukushi/shogaishafukushi/kotujidou/taxy.html</a>	
15	柏市	身障手帳第1種(聴覚障害を除く)	療育手帳(A)、(A)の1、(A)の2、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1級		○	本市福祉タクシー事業の協定事業者の営業範囲内で利用可能	有	障害福祉課	04-7167-1136	<a href="https://www.city.kashiwa.lg.jp/shogaifukushi/kaigo/sougaisien/nichijoshien/taxi.html">https://www.city.kashiwa.lg.jp/shogaifukushi/kaigo/sougaisien/nichijoshien/taxi.html</a>	福祉タクシー料金とは別に、寝台車(ストレッチャー)料金も助成している。最大24枚(1ヶ月2枚)
16	勝浦市	身障手帳1～2級	療育手帳所持者	対象外		△	福祉タクシー事業の指定事業所として、当市と覚書を締結したタクシー会社の営業範囲内で利用可能	有	福祉課障害福祉係	0470-73-6619	<a href="https://www.city.katsuura.lg.jp/Info/155">https://www.city.katsuura.lg.jp/Info/155</a>	
17	市原市	身障手帳1～2級、3級(下肢・体幹・移動・視覚・じん臓(人工透析者))	療育手帳(A)、(A)の1、(A)の2、Aの1、Aの2、重度知的障害者(児)の判定を受けた方	精神福祉手帳1級	65歳以上の在宅寝たきり高齢者	○	市としては制限をしていない市原市福祉タクシー事業協力を締結した事業者(114事業所)の営業範囲内で利用可能。	有	保健福祉部 障がい者支援課	0436-23-9815	<a href="https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=60237bfaece4651c88c18d43">https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=60237bfaece4651c88c18d43</a>	800円のタクシー券を上限100枚まで。ただし、腎臓(人工透析療法を受けている方)は年間250枚まで。
18	流山市	身障手帳1～2級、肢体不自由3級(上肢機能障害を除く)	療育手帳(A)～A	精神福祉手帳1級		△	当市と契約しているタクシー会社の営業範囲内であれば、他市町村でも利用可能。※当市と契約するタクシー会社は、流山市福祉タクシー協会の会員になることが条件。	有	障害者支援課	04-7150-6081	<a href="https://city.nagareyama.chiba.jp/life/1000974/1000984/1001011">https://city.nagareyama.chiba.jp/life/1000974/1000984/1001011</a>	自動車燃料費助成事業の受給者、3ヶ月を超える入院及び施設への入所者は対象外。

No.	市町村名	対象者				広域(他の市区町村)での利用 ○:制限なし △:利用区域に制限あり ×:実施なし	広域実施 利用可能な他の市区町村名 ※本列は削除、左列に変更します。	協力機関(タクシー事業者)等の有無 ※ 協力機関等のタクシーを利用しないと、助成を受けられません。	担当部署	電話番号	ホームページアドレス ※ 助成内容、利用方法など詳細は各市町村のホームページにて確認してください。	備考	
		身体障害	知的障害	精神障害	その他								
19	八千代市	身障手帳1～2級、3級(視覚・下肢・体幹・移動機能障害)	療育手帳Aの2以上	精神福祉手帳1級	○			有	障害者支援課	047-421-6740	<a href="https://www.city.yachioji.lg.jp/soshiki/26/2950.html">https://www.city.yachioji.lg.jp/soshiki/26/2950.html</a>	協定を結んでいるタクシー会社であれば、利用できる市町村に制限はない。(八千代、印西、鎌ヶ谷、佐倉、千葉、習志野、船橋、市川、四街道、柏、成田、匝瑳、浦安等)	
20	我孫子市	身障手帳1～2級	療育手帳(A)～Aの2	精神福祉手帳1級	○		協力事業者として当市と協定を結んだタクシー会社でタクシー券の利用が可能。タクシー券を利用できないタクシー会社を利用の場合は償還払申請可(利用時のタクシー会社の領収書を添付し、利用券と併せ申請する。特に市町村の制限なし。)	有	障害者支援課	04-7185-1111 (内線20-384)	<a href="https://www.city.abiko.chiba.jp/kenko/shogai/shafukushi/iosei/service/service/koutsu.html">https://www.city.abiko.chiba.jp/kenko/shogai/shafukushi/iosei/service/service/koutsu.html</a>	初乗り料金。ただし、初乗り区間のみの場合、初乗り料金から障害者割引額を引いた金額	
21	鴨川市	身障手帳1～2級、3・4級(人工透析のために通院を要する腎臓機能障害)	療育手帳(A)、(A)の1、(A)の2、Aの1、Aの2	対象外	○	下記の1～3すべてに該当する方 1 施設に入所していない方 2 本人及びその配偶者(18歳未満の場合は属する世帯全員)の市町村民税が非課税であること 3 自動車税または軽自動車税の減免を受けていない方または生計を一にする者若しくは常時介護する者が自動車税または軽自動車税の減免を受けていない	制限なし	有	福祉課	04-7093-7112	<a href="https://www.city.kamogawa.lg.jp/soshiki/16/14608.html">https://www.city.kamogawa.lg.jp/soshiki/16/14608.html</a>	対象者1人につき、1年間24回(助成券24枚) 人工透析のために通院する腎臓機能障害の人は1年間48回(助成券48枚) 助成券1枚につき630円を助成	
22	鎌ヶ谷市	身障手帳1～2級、3級(視覚・下肢・体幹機能障害)	療育手帳(A)、Aの1、Aの2	精神保健福祉手帳1級	△		契約しているタクシー会社であれば、利用できる市町村に制限はない。(鎌ヶ谷、船橋、松戸、市川、千葉、柏、白井、浦安、鴨川等)	有	障がい福祉課庶務係	047-445-1305 (直通)	<a href="http://www.city.kamagaya.chiba.jp/smph/kenko-fukushi/shougai/shafukushi/seikatsu-enryo/fukushitakusi.html">http://www.city.kamagaya.chiba.jp/smph/kenko-fukushi/shougai/shafukushi/seikatsu-enryo/fukushitakusi.html</a>	広域(他の市区町村)での利用、協力機関(タクシー事業者)等の有無については、本市と協定を締結している事業者のタクシーのみの利用となります。	
23	君津市	身障手帳1～2級	療育手帳(A)、(A)の1、(A)の2、Aの1、Aの2、重度知的障害者(児)の判定を受けた方	対象外	○		指定タクシー業者の営業範囲内で利用可能(富津、木更津、袖ヶ浦、市原、鴨川、館山、千葉、成田)	有	障害福祉課	0439-56-1148	<a href="https://www.city.kimitsu.lg.jp/soshiki/21/1648.html">https://www.city.kimitsu.lg.jp/soshiki/21/1648.html</a>		
24	富津市	実施せず							-				平成25年度末廃止
25	浦安市	身障手帳1～2級、3級(視覚)	療育手帳(A)、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1～3級	○		基本的には浦安市内を事業区域とするタクシー会社と協定を結ぶが、それ以外でも申し出があれば協定を結ぶ。要綱で区域による協定会社の限定はしていない。	有	障がい福祉課	047-712-6394	<a href="https://www.city.uravasu.lg.jp/fukushi/shogai/enjo/gaishutsu/1001249.html">https://www.city.uravasu.lg.jp/fukushi/shogai/enjo/gaishutsu/1001249.html</a>	タクシー事業者によっては、市外での使用可能。ご利用時に各タクシー事業者にご確認ください。	
26	四街道市	身障手帳1～2級	療育手帳(A)、(A)の1、(A)の2、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1級	△		福祉タクシー事業協定機関として、当市に登録したタクシー会社の営業範囲内で利用可能	有	福祉サービス部障害者支援課	043-421-6122	<a href="https://www.city.yotsukaoido.chiba.jp/kenkofukushi/shogai/fukushi/shakaisankasien/fkshTaxiJysi.html">https://www.city.yotsukaoido.chiba.jp/kenkofukushi/shogai/fukushi/shakaisankasien/fkshTaxiJysi.html</a>		
27	袖ヶ浦市	身体障害者手帳1級～2級	療育手帳(A)、(A)の1、(A)の2、Aの1、Aの2	対象外	○			有	障がい者支援課	0438-62-3199	<a href="https://www.city.sodegaura.lg.jp">https://www.city.sodegaura.lg.jp</a>		
28	八街市	身障手帳1～2級、3級(視覚・下肢・体幹機能障害)	療育手帳Aの2以上	精神福祉手帳1級	○		千葉、佐倉、成田、四街道、富里、酒々井、東金、山武、茂原、大網白里	有	福祉部障がい福祉課	043-443-1649	<a href="https://www.city.yachimata.lg.jp/">https://www.city.yachimata.lg.jp/</a>		
29	印西市	身障手帳1～2級、3級(視覚・下肢及び体幹機能障害)	療育手帳A以上	精神福祉手帳1～2級	○		福祉タクシー事業協定機関として、当市に登録したタクシー会社の営業範囲内で利用可能	有	障がい福祉課	0476-33-4639	<a href="https://www.city.inzai.lg.jp/0000000684.html">https://www.city.inzai.lg.jp/0000000684.html</a>		
30	白井市	身障手帳1～2級、3級(視覚・下肢・体幹機能障害)	療育手帳(A)、(A)の1、(A)の2、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1級	○		契約しているタクシー会社であれば、利用できる市町村に制限はない。	有	障害福祉課	047-497-3483	<a href="https://www.city.shiroi.chiba.jp/">https://www.city.shiroi.chiba.jp/</a>		
31	富里市	身障手帳1～2級、3級(視覚・下肢・体幹機能障害)	療育手帳(A)、(A)の1、(A)の2、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1級	○		利用可能なタクシー会社は、福祉タクシー事業協力機関として、当市に登録したタクシー会社となるが、利用可能な市町村の制限はない。	有	社会福祉課	0476-93-4192	<a href="https://www.city.tomisato.lg.jp/00001406.html">https://www.city.tomisato.lg.jp/00001406.html</a>		
32	南房総市	身障手帳1～2級	療育手帳(A)、(A)の1、(A)の2、Aの1、Aの2	対象外	○	高齢者外出支援バス利用助成を受けていない	当市が指定した福祉タクシー指定事業者であれば制限はない。	有	保健福祉部社会福祉課	0470-36-1151	<a href="https://www.city.minamiboso.chiba.jp/">https://www.city.minamiboso.chiba.jp/</a>		
33	匝瑳市	身体手帳1～2級、3級(視覚・下肢・体幹機能障害)	療育手帳(A)、(A)の1、(A)の2、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1級	○		旭、横芝光、香取、多古、山武、成田	有	福祉課障害福祉班	0479-73-0096	<a href="https://www.city.sosa.lg.jp/sp/page/page000533.html">https://www.city.sosa.lg.jp/sp/page/page000533.html</a>		
34	香取市	身障手帳1～3級	療育手帳(A)、(A)の1、(A)の2、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1級	○		福祉タクシー事業協力機関として、当市が指定したタクシー会社の営業範囲内で利用可能	有	社会福祉課障がい者支援班	0478-50-1252	<a href="https://www.city.katori.lg.jp">https://www.city.katori.lg.jp</a>		
35	山武市	身障手帳1～2級	療育手帳A以上	精神福祉手帳1級	○		タクシー会社の発行する領収書等があれば、支払は可能。よって、利用区域は限定されない。	無	社会福祉課	0475-80-2614	<a href="https://www.city.sammui.lg.jp/">https://www.city.sammui.lg.jp/</a>		
36	いすみ市	身障手帳1～2級、3級(下肢機能障害)	療育手帳(A)、(A)の1、(A)の2、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1級	○	車の運転をしない者に限る	勝浦市、大多喜町、御宿町、茂原市、一宮町、長南町、長生村、市原市、大網白里市、鴨川市、館山市	有	社会・障害福祉班	0470-62-1117	<a href="https://www.city.isumi.lg.jp/soshikikarasagasu/fukushika/shakai_shogai/fukushiha2/1_1/1044.html">https://www.city.isumi.lg.jp/soshikikarasagasu/fukushika/shakai_shogai/fukushiha2/1_1/1044.html</a>		
37	酒々井町	身障手帳1～2級、3級(視覚・下肢・体幹機能障害)	療育手帳(A)、(A)の1、(A)の2、Aの1、Aの2	対象外	○	介護保険法で要介護認定又は要支援2の認定を受けた者 町が特に必要と認めた者	町と協定を結ぶタクシー会社であれば、利用区域は限定されない。	有	健康福祉課福祉班	043-496-1171 (内線138)	<a href="https://www.town.shisui.chiba.jp/docs/2014021804613/">https://www.town.shisui.chiba.jp/docs/2014021804613/</a>		

No.	市町村名	対象者				広域(他の市区町村)での利用 ○:制限なし △:利用区域に制限あり ×:実施なし	広域実施 利用可能な他の市区町村名 ※本列は削除、左列に変更します。	協力機関(タクシー事業者)等の有無 ※ 協力機関等のタクシーを利用しないと、助成を受けられません。	担当部署	電話番号	ホームページアドレス ※ 助成内容、利用方法など詳細は各市町村のホームページにて確認してください。	備考
		身体障害	知的障害	精神障害	その他							
38	栄町	身障手帳1～2級、3級(視覚・下肢・体幹機能障害)、透析者は1～4級	療育手帳(A、Aの1、Aの2、Aの1、Aの2)	対象外		○	町と協定を結ぶタクシー会社であれば、利用区域は限定されない。	有	福祉・子ども課福祉総務班	0476-33-7707		
39	神崎町	身障手帳の交付を受けた者	療育手帳の交付を受けた者	精神福祉手帳の交付を受けた者	介護保険法で要介護認定又は要支援認定を受けた者 町が特に必要と認めた者 65歳以上で免許を自主返納した方 65歳以上で同居家族が(公共交通機関を除く)全員交通手段がない方	○	町と協定を結ぶタクシー会社であれば、利用区域は限定されない。	有	保健福祉課	0478-72-1603	http://www.town.kozaki.chiba.jp/	
40	多古町	身障手帳1～2級、3級(視覚・下肢・体幹機能障害)	療育手帳(A、Aの1、Aの2、Aの1、Aの2)	1級、2級		○	利用者は、指定業者(町と覚書を交わしている業者)の営業範囲内で利用でき、要綱では利用する地域の制限はない。また、覚書を交わす業者についても、地域による制限は設けていないので、必要に応じて指定業者を増やすことができる。	有	保健福祉課	0479-76-3185		1か月8枚で申請月から1年分をまとめて交付。(透析患者は1か月10枚) 町内であれば片道200円。 町内～町外であれば上限1,000円を助成し、超えた部分は自己負担。
41	東庄町	身障手帳1～2級、3級(視覚・下肢・体幹機能障害)	療育手帳所持者	精神福祉手帳所持者	左記に準ずると町長が特に認めた者 左記の者であって、通学利用の対象者は、単独での通学等が困難かつ保護者等の送迎が困難な者に限る	○	香取、銚子、旭、成田、神栖、多古	有	健康福祉課	0478-79-0910	https://www.town.tohnsho.chiba.jp/soshiki/kenko/fukushika/fukushi_kakari/gyomu/shogaishafukushi/shogaishamukenosupport/650.html	1 町内の小学校及び中学校の通学に利用する者→利用1回につき1,000円、最大400枚まで 2 特別支援学校及び高等学校の通学に利用する者→利用1回につき2,000円、最大400枚まで
42	大網白里市	身体障害者手帳1、2級	療育手帳(A、Aの1、Aの2、Aの1、Aの2)	精神福祉手帳1、2級	介護保健法による介護認定が要介護4または5の方	○	千葉市、東金市、九十九里町、四街道市、茂原市、成田市、長生村	有	社会福祉課 障がい福祉班	0475-70-0337	https://www.city.oamishirasato.lg.jp/	
43	九十九里町	身障手帳1～2級	療育手帳(A、Aの1、Aの2、Aの1、Aの2)	対象外	知的障害者更生相談所若しくは児童相談所の長が交付する判定書の交付を受け、その判定書に掲げる障害の程度が重度の者	○	制限なし	有	社会福祉課社会福祉係	0475-70-3162	https://www.town.kuikuri.chiba.jp/	
44	芝山町	身障手帳1～2級	療育手帳(A、Aの1、Aの2、Aの1、Aの2)	対象外 精神福祉手帳1級		○	全て償還払いで実施しているため特に地域の制限はなし	無	福祉保健課	0479-77-3914	https://www.town.shibayama.lg.jp/0000000244.html	
45	横芝光町	身体障害者手帳1、2級	療育手帳(A、Aの1、Aの2、Aの1、Aの2)	対象外		○	乗車場所及びタクシー会社の制限なし	無	福祉課	0479-84-1257	https://www.town.yokoshihahikari.chiba.jp/	
46	一宮町	実施なし身体障害者手帳1、2級、又は視覚・下肢・体幹機能障害1～3級	療育手帳(A、Aの1、Aの2、Aの1、Aの2)	対象外	要介護認定を受けている者のうち要介護3以上の方	○	福祉タクシー事業協力機関として、当町に登録したタクシー会社の営業範囲内で利用可能	有	福祉健康課 福祉係	0475-42-1431	town.ichinomiyachiba.jp/iryuu/kaigofukushi/fukushi/14.html	
47	睦沢町	身障手帳1～2級、又は視覚・下肢・体幹機能障害がある方	療育手帳の交付を受けている方	精神福祉手帳の交付を受けている方	・65歳以上住民税が非課税の方で家族の支援を受けることができない方 ・自主的に自動車運転免許を返納した方で家族の支援を受けることができない方 ・腎臓機能障害で透析治療を受けている方 ・障害者総合支援法の対象となる難病患者 ・要介護2以上の認定を受けている方 ・妊産婦(母子健康手帳の交付を受けている方で、出産後2カ月までの方)	○	町内に事業所がないので利用を制限していない	有	福祉課 福祉班	0475-44-2504	https://www.town.mutsuwa.chiba.jp/kurashi/allowance/allowance-health/taxi.html	
48	長生村	身障手帳1級～3級	療育手帳	精神福祉手帳	・65歳以上日中独居 ・70歳以上で免許返納者 ・要介護4以上 ・じん臓機能障害で透析治療を受けている方 ・妊産婦(母子手帳交付され出産予定日から3か月経過していない)	○	特に制限なし。	無	福祉課福祉係	0475-32-2112	https://www.vill.chosei.chiba.jp/	
49	白子町	・身体障害者手帳1級又は2級 ・腎臓機能障害を有し、人工透析療法を受けている者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	・70歳以上で家族等による送迎ができない者 ・要介護4又は5の認定を受けた者 ・母子健康手帳の交付を受けている者で出産予定日後3箇月までの妊婦 ・その他町長が必要と認めた者	△	福祉タクシー事業協力機関として、当町に登録したタクシー会社の営業範囲内であれば利用可能	有	健康福祉課 福祉係	0475-33-2113	https://www.town.shirakol.lg.jp/0000000976.html	福祉タクシー利用券(1ヶ月あたり2,000円、腎臓機能障害を有し、人工透析療法を受けている者については1ヶ月あたり12,000円)を交付。
50	長柄町	身障手帳1～2級	療育手帳	精神福祉手帳	申請年度75歳以上の方 申請年度で65歳以上75歳未満の次に該当する方 ア 自動車運転免許証がない方 イ 自動車免許証はあるが、健康上の理由等により運転が難しい方 要介護認定又は要支援認定を受けた方 自主的に自動車運転免許証を返納した方 視覚、下肢若しくは体幹に障害がある方 人工透析治療を受けている方 母子健康手帳の交付を受けている方で、出産後2か月までの妊産婦 町が特に必要と認めた者	×	町と契約しているタクシー会社(町内及び近隣市町村)であれば、利用できる市町村に制限はない	有	健康福祉課	0475-35-2414		対象者及び対象者と同一の世帯員に、町税等の滞納がない方 1回の乗車につき3,000円まで利用
51	長南町	身体障害者手帳1～3級	療育手帳(A、Aの1、Aの2、Aの1、Aの2)	精神障害者手帳	1.町民税が非課税で次のいずれかに該当する方 ①介護保険制度の要介護3から5の認定を受けた方 ②80歳以上で自動車運転免許証を自主返納された方 2.母子健康手帳の交付を受けてから出産後2カ月までの方	○	町と契約しているタクシー会社(町内及び長生郡市内)であれば、利用できる市町村に制限はない	有	福祉課 福祉児童係	0475-46-2116	town.chonan.chiba.jp/kenko/ufukusi/shougaisya/271/	福祉タクシー利用券(1ヶ月あたり最大2,000円)を交付

No.	市町村名	対象者				広域(他の市区町村)での利用 ○：制限なし △：利用区域に制限あり ×：実施なし	広域実施 利用可能な他の市区町村名 ※本列は削除、左列に変更します。	協力機関(タクシー事業者)等の有無 ※ 協力機関等のタクシーを利用しないと、助成を受けられません。	担当部署	電話番号	ホームページアドレス ※ 助成内容、利用方法など詳細は各市町村のホームページにて確認してください。	備 考
		身体障害	知的障害	精神障害	その他							
52	大多喜町	身障手帳1～2級	療育手帳の交付を受けた者	対象外	※65歳以上の世帯員のみで構成されている世帯の方で、以下の①～③の全てに該当する方が対象となります。 ①世帯で車を所有していない。 ②町内に居住する子又は子の配偶者が車を所有していない。 ③公共交通機関の利用が困難又は歩行が困難な方。	○	大多喜町と覚書を締結し、指定されているタクシー業者であれば利用可能。 千葉、市原、茂原、いすみ、勝浦、大多喜、御宿、長生。	有	健康福祉課	0470-82-2168	<a href="https://www.town.otaki.chiba.jp/index.cfm/8_204_44.html">https://www.town.otaki.chiba.jp/index.cfm/8_204_44.html</a>	対象者が福祉タクシーを利用した場合、利用1回につき800円を助成。対象者1人につき、24回/年度まで交付。 ただし、年度途中に対象者から申請があった時は、その申請を受理した月から当該年度末までの月数に2を乗じた回数とする。
53	御宿町	身障手帳1～2級	療育手帳所持者	精神福祉手帳1～2級		○	町長が指定するタクシー会社と覚書を締結し、事業を実施している。 締結事業所所在地 御宿・勝浦・いすみ・大多喜・茂原・鴨川	有	保健福祉課	0470-68-6716	<a href="https://www.town.oniuku.chiba.jp/sub2/6/7/5.html">https://www.town.oniuku.chiba.jp/sub2/6/7/5.html</a>	
54	鋸南町	身障手帳1級、2級(視覚、下肢、体幹機能障害)	療育手帳A、Aの1、Aの2、(A)の1、(A)の2	対象外		○	町が登録しているタクシー会社であれば、利用できる市町村に制限はない	有	保険福祉課	0470-50-1172		